

令和6年度～令和7年度 佐渡市行政改革推進委員会 委員一覧

役職	氏名	備考
委員	池 倫子	
委員	今本 啓介	
委員	桑原 康彰	
委員	西尾 真治	
委員	野口 忍	
委員	本間 和幸	

氏名あ順表示

佐渡市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な市政の実現を推進するため、佐渡市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項の調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(委任)

第6条 [この条例](#)に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

佐渡市行政改革推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[佐渡市行政改革推進委員会条例\(平成16年佐渡市条例第9号\)第6条](#)の規定に基づき、佐渡市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、当該委員に任命された日の属する年度から2箇年度とし、再任されることを妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

佐渡市の行政改革計画の位置づけ



	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	~	R 13
最上位計画	総合計画（基本構想）											総合計画（基本構想）													
	基本計画（前期）					基本計画（後期）					基本計画（前期）					基本計画（後期）									
	将来ビジョン																								
行政改革計画	行政改革大綱					第2次行政改革大綱 ※ H25年12月より将来ビジョンに包含										持続可能な行政運営プラン 定員適正化計画 財政計画 公共施設総合管理計画									
	集中改革プラン					第2次集中改革プラン			第3次集中改革プラン				行財政改革実施プラン												
	アウトソーシング推進計画																								

過去の諮問状況について

• 過去 5 年間の状況

年度	諮問事項
令和元年度	1 第3次集中改革プランの重点 6 項目の取組状況の評価について 2 第3次集中改革プランの取組状況に鑑み、令和2年度以降のプランの策定について 3 行政評価について、外部評価対象事業の内容について 4 アウトソーシング推進計画について、進捗状況に鑑み、令和2年度以降の計画の策定について
令和2年度	1 行政評価について、外部評価対象事業の内容について
令和3年度	1 持続可能な行政運営プランについて 2 行政評価について
令和4年度	1 佐渡市財政状況の分析・評価について 2 行政評価について
令和5年度	1 行政評価について

年間スケジュール案

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施予定	○		○		○		○		○
主な議事	概要 説明		諮問						答申

答申時期は
令和7年度中

諮問事項案について

1. 行革推進計画の実行状況報告と見直し案
 - ① 公共施設総合管理計画
 - ② 持続可能な行政運営プラン（行革計画）、財政計画、定員適正化計画の状況
2. その他